

(別紙)

## 旅客自動車運送事業運輸規則等の改正について

平成14年8月  
自動車交通局

### 1. 背景等

旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」といいます。)等道路運送法体系の省令で定められている事項について、

- ・近年の技術の進展等に合致していない規定を見直す必要があること
- ・事後チェックの厳格化及び行政の透明化を図る観点から、従来指導ベースで行っていたルールのうち、遵守させることが必要なルールについては、可能な限り法規範として取り入れることが必要であること

等から、以下の内容の改正を行うこととします。

なお、施行時期は平成14年10月を予定しております。

### 2. 改正の概要

#### (1) 乗車券の発行

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、事業用自動車内で運賃を収受した場合を除いて、一定の事項を記載した一定の様式の乗車券を発行しなければならないこととされていますが、ICカード等の技術の開発に伴い、従来の規定では対応できない場合が出てくることが想定されることから、電磁的方法により乗車券に記載すべき事項に相当する事項を記載している場合又は事後清算システムを導入している場合には、本規定による一定の事項の記載又は乗車券の発行を行わなくともよいこととします。

#### (2) 領収証の発行

一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときに旅客の求めがあった場合には、領収証を発行しなければならないこととします。

### ( 3 ) 乗務記録の保存

現在一般乗用旅客自動車運送事業者の乗務記録の保存は事業用自動車ごとに整理して行うこととされていますが、運行記録計による記録の保存が運転者ごとに整理して保存することとされていることにかんがみ、乗務記録の保存についても運転者ごとに整理して保存することとします。

### ( 4 ) 消毒

現在、毎月少なくとも1回の実施が必要とされている消毒について、頻度の義務づけを行わないこととします。

### ( 5 ) 乗合運送許可を受けた貸切事業者に対する運輸規則の規定の適用等

一般貸切旅客自動車運送事業者が道路運送法第21条の乗合運送許可を受けて、路線を定めて定期に運行する自動車（以下この項において「乗合運送許可に係る事業用自動車」という。）により乗合旅客の運送を行う場合は、運輸規則第5条（掲示）、第8条（乗車券）、第9条（運賃の払戻し）、第12条（早発の禁止）、第17条（事故に関する掲示）、第27条（運転基準図）並びに第42条第3項及び第4項（事業用自動車内の掲示）の規定を遵守しなければならないこととします。

また、現在一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車については、行先及び運行系統を自動車に表示することが義務づけられていますが、乗合運送許可に係る事業用自動車についても、同様の義務づけを行うこととします。

### ( 6 ) 身体障害者補助犬の同伴乗車

盲導犬については、現在同伴して事業用自動車に乗車してもよい旨規定されておりますが、身体障害者の自立及び社会参加の促進を目的とした身体障害者補助犬法が施行されることに伴い、新たに介助犬及び聴導犬についても、同伴して事業用自動車に乗車してもよい旨規定することとします。